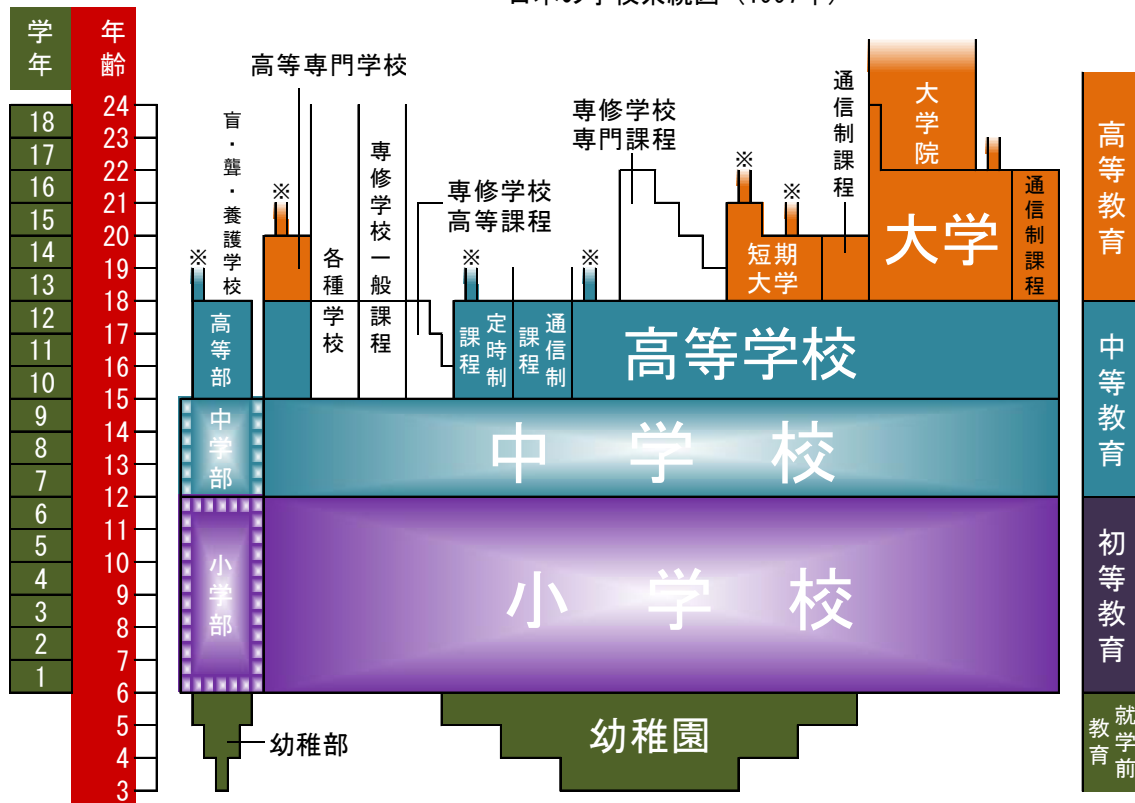


教育制度論
第2テーマ 現代日本の教育制度

日付:

I 日本の教育制度の概要

日本の学校系統図（1997年）



※印は専攻科を示す。

・上図は、1997年の学校教育法における日本の学校系統を示している。

・以下の1～4について、空欄を埋めよ。

1. 盲学校・聾学校・養護学校は、2007年の学校教育法改正により学校へ一本化された。
2. 2020年現在、上記に加えて二つ(三つ)の新しい「学校」が存在する。
1) 学校、2) 学校、3) 連携型 こども園
3. 小学校・中学校等は、他の学校段階と異なり、「グラデーション」で示されている。すなわち、小学校・中学校等の段階は、他の学校段階と異なる法的位置づけにある。「」教育である。

4. 上の 2.における「」教育とは、第一に、「子どもの」を保障するための教育の考え方・方策・制度である。その根拠は、**法第26条**であり、**法の第5条**であり、**学校教育法の諸条文**(16条、17条など)である。

Ⅱ 現代日本における教育の基礎原則

【日本の法体系】

- ・国の
- ・衆参両院で可決された法形式

- ・の命令

政令(～施行令)

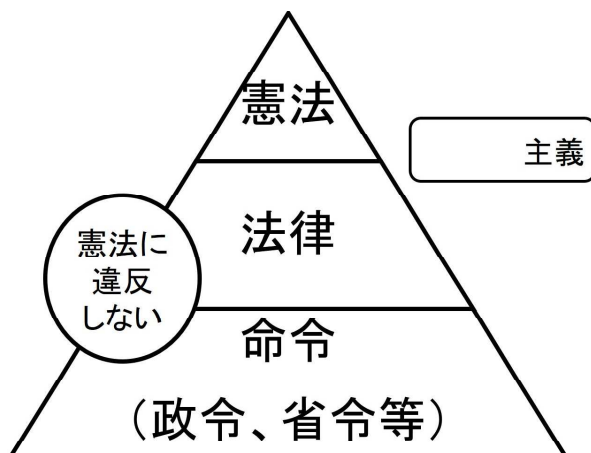
- ・の命令

省令(～施行規則)

- ・公の機関による重要事項の決定等の公表など

、訓令、通達、
公示、通知、指針等

【憲法、法律、規則・命令等の関係について】



上の両図は、日本の法体系を簡略化して示したものである。

- ・以下の 1 ～ 2 について、指示に従い図中の空欄(四角の枠)を埋めよ。
- ・以下の 3 ～ 7 について、文中の空欄を埋めよ。

- 上図のうち、右の図を参考にして、左の図の空欄を埋めよ。
- 上図のうち、右の図の空欄「主義」を埋めよ。端的には、「憲法に立脚して国の統治を行う」という原理を意味する。
- 上図のうち、現在の日本において「憲法」に相当する法規は「日本国憲法」である。日本国憲法は、国の法規としてその統治機構および国民の基本的人権を規定する根本法である。そのため、憲法の条規に反する国のあらゆる法令などはすべて無効となる(憲法第 98 条第 1 項)。
- 日本国憲法は、第条において以下の通り教育の根本原則を示す。
「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく権利を有する」(下線部引用者)
- 2 「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせるを負ふ。教育は、これを無償とする」(下線部引用者)

5. 上の 4.の通り、現在の日本では教育は憲法の理念および規定に基づきつつ法律によって定められることとなった。これを、教育(立法)の _____ 主義という。 _____ は、国民の代表者である国会議員により制定されることから、憲法に次ぐ効力を持つ。
6. 5.の _____ 主義に対して、大日本帝国憲法体制における教育(立法)の _____ 主義がある。すなわち、同憲法には教育に関する条文は設けられず、教育は天皇の発する _____ に基づいて規定された。
7. 上の 4.について、 _____ 主義を取る今の日本における教育立法の根本は、 _____ 法である。同法は、憲法に次ぐ重要法規として、 _____ 憲法的性格を持つと表現されることもある。
8. 教育に関する他の重要な法律として、学校教育の根本を定める _____ 法がある。たとえば、同法 _____ 条は、幼稚園の目的について、「幼稚園は、 _____ 教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を _____ し、幼児の健やかな成長のために適当な _____ を与えて、その _____ の発達を _____ することを目的とする」と定める。
9. 命令は、法律の規定を実際に運用する際に定められる法規範である。命令のうち、内閣が制定するものを _____ 、内閣総理大臣が制定するものを内閣府令、各省庁大臣が制定するものを _____ とする。
10. 告示、訓令、通達是一般に法令とは見なされない。ただし、告示は個別の法規に根拠が置かれる場合には法令としての効力を発し得る。その典型例が、初等教育および中等教育における教育課程の基準である _____ 要領である。
_____ 幼稚園の教育課程の基準である _____ 要領、保育所における保育の内容に関する事項等を示した _____ 指針も告示であるため、一定の法的拘束力を有すると見なし得る(2021年現在、法学・行政学における見解は一定でない)。
11. こうした成文法相互の効力を支える基礎原則として、形式的効力(_____ 法)優先の原則、法優先の原則、 _____ 法優先の原則の3つが挙げられる。
- ①形式効力優先の原則とは、憲法を頂点とする法令の効力が法形式に一致することである。すなわち、 _____ 法の効力は _____ 法の効力に優先し、 _____ 法に反する _____ 法を制定することはできない。
- ② _____ 法優先の原則とは、同一の法形式間では、時間的に _____ に制定された法令の効力が、 _____ に制定された法令のそれに優先されることである。
- ③ _____ 法優先の原則とは、同一の法形式間では、特定の人、特定の地域、特定の扱い方など法の適用範囲が限定されている _____ 法の効力が、適用範囲を一般的原則的に広く定める一般法のそれに優先されることである。なお、②と③が抵触する場合は、③が優先されると考えられている。
- ④ 上記③の一般法と _____ 法について、具体例を二つ以上挙げよ。

Ⅲ 日本の教育法規と学校制度

1. Ⅱ-5 , 8 の通り、現在の日本は、日本国憲法が謳う理念と規則のもと、 によって教育に関する事項を定め運営している(教育(立法)の 主義)。その根本は 憲法的性格を持つとされる 基本法に定められる。ただし、同法は他の一般法規とは異なり理念的倫理的傾向が強く、具体の教育に関する定めは各法律等によって明示される。たとえば、学校教育は、 法によってその根本が定められる。
2. この 教育法は、第 条において、日本における を以下のように規定する。「この法律で、学校とは、① 、小学校、中学校、② 、高等学校、中等教育学校、③ 、大学及び高等専門学校とする。
3. 上記のように 教育法第 条に定められる教育施設がいわば日本における正規の「 」である。この「法律に定められる 」は、 教育法第 条に定められることから 校とよばれる。
4. 上記の 法は、各 の目的を規定している。幼稚園の目的→Ⅱ-8
5. Ⅲ-2-③の 学校とは、端的に、 者へ「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施す」とともに、「 による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」を目的とする。
6. 本レジュメ 1 ページの学校系統図には保育所が存在しない。また、専修学校・各種学校に色がついていない。その理由は、端的にこれらが法律上の「 」ではないからである。
7. すなわち、施設の種別として、保育所は 施設である。専修学校・各種学校は、単純化すれば、法律上の「 」ではないが幾つかの条件を満たした 施設である。
8. 専修学校の具体例には 、各種学校の具体例には がある。
9. なお、2015 年 4 月に発足した 新制度のもとで、 連携型こども園は新たな法的位置づけを与えられるようになった。すなわち、同園は、現行法の下で「 及び 施設」という施設種別に位置づけられている。 法第 条に定められる「 校」以外の「学校」が、戦後教育において初めて設置されたと見なし得る。
10. 学校の設置者は、原則として三者のみである。すなわち、 学校を設置する国立学校法人、 を設置する地方公共団体(都道府県市町村)、 学校を設置できる。これは、学校の設置者には「公の性質」や、設置および管理の確実性・継続性が求められるからである。